

# 産業建設常任委員会記録

令和3年1月22日

【開催日】 令和3年1月22日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後3時7分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	川崎信宏
農林水産課農林 係長	平健太郎	農林水産課農林 係主任主事	稲葉徹
農林水産課参与	多田敏明		

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

【審査事項】 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について

---

午後1時 開会

---

中村博行委員長 皆さんお疲れ様です。ただいまより産業建設常任委員会を始めます。今日の審査内容は前回に続きまして山陽小野田市地方卸売市場の陳情についてであります。これにつきましては前回午前中にやったので、

委員から集中審議をしないと、午後から十分時間を取って言われたということで今日の運びになりました。そういったことから、これについては集中的にやろうと思っておりますので、最初に先日1月19日に市場の説明会第4回がありましたので、その内容について委員全員がそこに出席したわけではございませんので、執行部からその概要を説明してもらおうと思っております。それについて質疑を求めたいと思っておりますので、最初に第4回の市場関係者への説明会について説明してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 お疲れ様です。それでは説明会について報告をさせていただきます。今週19日火曜日に市場において第4回関係者説明会を開催いたしました。参加者は16名です。内容は、施設の貸付け方法について、市場の土地、建物全てを開設予定者に貸すこと、募集要項、業務規程について近日中に郵送すること。附属営業施設について開設予定者と協議し、4月以降、施設を使用しない場合は、3月31日までに退去することについてでございます。主に質疑等があった内容につきましては、「条件変更をして再募集のお考えはあるか」という問いに「再募集の考えはございません」という回答をしております。それから「相談窓口を設置しないのか」ということについては、「相談窓口は設置しませんが、何でもおっしゃってください」ということで回答しております。

中村博行委員長 簡単に説明していただきました。私も当日出席しましたので、最初にお手元に説明会の資料があるかと思っておりますが、この書き方について非常に不満があったということでもあります。2番の(1)の最後ですね。「貸します」と書いてあって、断定的にもう全て決定した報告の形になっているということが特に言われておりました。その中で先日の内容で紛糾した部分を、こちらからお聞きをしますのでお願いします。次長が言われたように条件が変わったじゃないかと。にもかかわらず進めているということで、再募集すべきじゃないかという意見が出ました。その決定の報告に市場の全部を貸すということになったと。これは全然

最初から話が違うということで2者が決まって、一方にはそういうことを全然話してないじゃないかというようなことが言われましたけど、その辺りについて回答をお願いしたいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 貸す条件を変更して再募集をしてはどうかと。

また2者が協議した相手方にお話をしたのかというところでございますが、まず、当初行政財産である市場をそのまま行政財産とし、説明会等で説明しておりましたが、関係部署との協議により、完全に民営化することから、普通財産が望ましいとの結論にいたりました。11月の関係者説明会においても、貸付方法を行政財産により使用許可にするか、普通財産による貸付けか検討していることを説明したところでございます。行政財産であれば、開設者が許可したのに対し市が使用許可をする。一方、普通財産では開設者から借り受けるということになり、いずれも開設者の作成する業務規程に基づき、開設者の権限で使用を認められるということから、財産の分類の変更により使用の有無が変わるものではありません。ただし、普通財産の貸付けの場合、附属営業施設の家賃に該当するものは、開設者が決めることとなりますが、再募集をするまでの変更ではないと考えております。それから業者間の協議が整ったところでございますが、これはお伝えするまでの内容ではないというふうに考えております。

中村博行委員長 それからもう1点言われましたが、結局3月、まず執行部の考えでは7月1日から民営という形で考えておられると。そうしたら、その後の形態についていろいろ、開設者、卸等が関係者にとって不利なことがあった場合、どこに言っていけばいいのかということで、市があくまでも所有されているのだから、市で相談窓口なりを最低1年ぐらい設置しれくれないかというふうなこともおっしゃられたんですけども、それに対して最後、次長が答えられたと思うんですよ。それについて明確に今後、市は市場に対して、どういうふうな対応していくのかという点についてお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市場のことに関して相談窓口を設置しないのかということでございますが、市場のことに関して言えば、建物の管理に関することや市場の取引に関する事など、内容によりお答えできるものや県へ伝達をするものなどありますので、何かありましたら農林水産課におっしゃっていただきたいというふうに思っております。

中村博行委員長 ということは相談窓口という固定したものはないけれども、農林水産課で全てお聞きをするという理解でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）もう1点、先ほど次長から出なかったんですが、先日言われた中に今度の開設者が県の認定を受ける際に、その前提に関係者の了承とか同意というものが必要なんだというふうにおっしゃられていたと思うんですね。了承がなければ認定に至らないということになるのか、その辺の考え方の回答を頂きたいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 業務規程で取引関係者の同意が必要かということでございますが、業務規程については卸売市場法によって県に申請して認定を受けるというものでございます。卸売市場法第13条第5項第6号口の規定によりまして、売買取引の原則や差別的取扱いの禁止など共通6項目以外の遵守事項があれば、当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていることというものがございまして、これについて必ずしも同意は必要ではないということでございます。

中村博行委員長 必ずしも同意の必要はないということですね。この3点は今、私が申しましたようになりかなり紛糾したというふうに思います。当日、今のような明快な回答があればもっとスムーズに進めたんじゃないかという気がしておりますが、それでは先日出席された方もいらっしゃいますので、その件について質疑を受けたいと思います。

宮本政志委員 関係者説明会の内容について。貸付けに関しては何か書面での契約書を交わされるんでしょうか。それと期限はどれぐらいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 貸付契約については書面で交わしますし、別に協定書も考えております。その二つを契約締結したいと思っております。期間は4月1日から3年間でございます。

宮本政志委員 (3)番の下から2行目、「使用しない場合は、3月31日までに退去されるようお願いいたします」という文面から見ると、逆に使用する場合は退去しなくていいですよって受け取りますよね。この受け止め方と、先ほど開設者の権限で貸すようになりますと。この開設者が新たに貸すときの条件として、これが著しく一般常識からかけ離れたような条件が出るとか、あるいは相場よりもかけ離れた、例えば家賃設定があった場合とかってというのは整合性が取れないんですけど、どちらが優先されるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 この説明会の中にもありますように(2)と(3)がありまして(3)が附属営業施設についてで、委員から御質問がありました退去についてですが、これは(2)の開設予定者が今から募集要項、それから業務規程を皆様方に配布するということになりますので、その内容によっては開設予定者と協議をしていただいて、それが合致をすれば、そのまま施設を使用していただけるので、それがなければ、そのまま退去していただくということになるでしょうから、それも全部、開設予定者との協議によるものということになります。その条件については、業務規程は県の認定を取るようになりますので、それを県に示して県の指導の下、その業務規程で定められた内容、それ以外では募集要項とかあるんでしょうけども、そういうもので定められたものでお話をするようになります。当然、業務規程については県で審査といいますか指導監督をいたしますので、それで定められた範囲内であれば、特に逸脱したものではないというふうに理解をしております。

中村博行委員長 そこのところが、結構心配されているところでしたね。自分たちの思っているのと、どこに線引きをするかというのは分かりません

けども、不満があるときに、言葉は悪いですけども、そしたら3月31日をもって出ていけということかというような言い方をされたと思うんですよね。その辺りをやっぱり心配される中で、4月1日以降も市が何とか関与してほしいということであったと思うんですね。その辺は先ほど答えていただきましたので、農林水産課として関わっていくということで受け取るということになります。

高松秀樹委員 農林水産課が関わっていくというのは、先ほど説明でいろいろトラブル等があったときに、農林水産課が窓口となってお聞きをしていくというふうなニュアンスだと思うんですけど、お聞きした後に市の権限があるんですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 基本的取引に関することについては、業務規程の中で示されて、指導監督については県になります。だから、そこについて市が業務規程のことを介入するということは、なかなか難しいのかなど。むしろ県にそういう皆様方の御意見、御要望をつなぐということはできるでしょうけど、そこで直ちに指導するということはちょっと難しいのかなというふうに思っています。それ以外のことについて、先ほど申しましたお答えができるものについて、また要望を聞いて実行できるものについては市でできる範囲で関わらせていただきたいと思います。

高松秀樹委員 心配するのは、要望は今後いろいろ出てきて、それを解決できる市の権限がないんじゃないのかなという気がするんですけど、そこはどうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今御質問があった市がどこまで介入していくのかというところですけども、基本的には、民間市場として県の認定の業務規程の中で、取引をされるということになりますから、その取引については、市がなかなか介入できないのかなというふうには考えてお

ります。

高松秀樹委員 質問は取引の話じゃなくて、この説明会を見てみると大きい2番、市場について、つまり施設を全部開設予定者に貸しますよって書いてあって、(3)に附属営業施設のことが書いてありますけど、例えば、開設予定者が附属営業施設、現在入っているところも含めて全部出ていってくださいと言った場合にこれはどうなるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今の附属営業店舗についての使用希望については、市で続けて使用できるようにということは、あくまでもお願いの範ちゅうになりますので、そこはあくまでも開設予定者と使用を希望される方との協議になろうかと思えます。

高松秀樹委員 ということはお願いのレベルであって、市が強い権限を持って、その方向転換はできないという判断でよろしいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。

高松秀樹委員 そうなってくると、何かトラブルになりそうな気がしますよね。恐らく行政財産から普通財産へ切り替えて、開設予定者が取引も含めて非常に自由な裁量の中で、いろんなことで場所を使えるというふうに思っていますか。ただ名前が地方卸売市場と付いているだけで、少なくとも市はあんまり関知できないというふうに捉えていいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。それでここは民営市場となりますので、県の認定を取って業務規程の中で取引が行われるということになります。使用方法については、あくまでも卸売市場ということで土地利用をしていただくこととなりますので、その卸売市場の活動の中で、県の認定を取った業務規程の取引の中で新しい開設者が中心主体となってこの市場を運営していくということになります。



高松秀樹委員 そうしたら、市が普通財産に落とす建物類のことについては、行政が関知でき議会も関知できる。それ以外のことについては、議会側も一切も関知できないというふうになるというふうに思っていますか。なぜこんなことを言うかという、過去にもこういう事例があって、もう市が関知できない。部長にもお話をしたことがあるんですけど、そういう事例が今も存在して、一方では問題になっている部分もあるというふうに聞いておるんですが、それと同じようなことになりかねないというふうな気がしています。開設予定者は、恐らく善意で運用されると思うんですが、そうじゃないことも想定する必要が議会も執行部もあるというふうに思います。その辺の危惧はありませんか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 確かに今委員がおっしゃられたようなことかどの程度まで起こるかっていうことがございますが、先ほど申しましたように、例えば認定も取らずに卸売市場を運営することになれば、かなり条件を付さないといけないところもあるのかなというふうには思っておりますが、普通財産ということで全部お貸しする。それが今度は一開設者が自由な裁量でやっていくということにはなりますが、卸売市場法の認定を取るということが一つの公正、公平な取引の担保というふうに考えております。

高松秀樹委員 行政財産を今回普通財産にするというところの真意を教えてくださいということと、どういう違いがあるのかももう一度説明してほしいです。

川崎経済部次長兼農林水産課長 もともと施設は、行政財産として条例があるものです。市が募集を掛けて卸売市場としての用途で使用するわけですから、引き続き行政財産として、卸売市場としての用途でここを運営していくんだという予定で進めておりましたが、民間市場として民間が主となって民営市場となりますので、例えば行政財産という指定管理者、PFI法である運営権の譲渡とか手法はあるんですが、そのどれもなじ

まないということから、普通財産で貸し付けるということになりました。普通財産で貸し付けることについては、自由にはなるんですけども、ここについては都市計画法でいう都市計画決定が昭和57年にされていますが、卸売市場としての用途ということでの都市計画決定がありますので、ここについては卸売市場の用途での土地利用ということから、普通財産で今の考え方の下で進めても卸売市場の運営がここで成立するというところでございます。

宮本政志委員 今の説明と先ほど説明の中で、行政財産よりも普通財産がいいでしょって説明が分かったんですけど、さっき普通財産だから全部お貸しするってということ言われたんですけど、そうなんですか。普通財産だから丸々全部開設者に貸さないといけないって何か根拠があるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは一般的にあそこが市場として別に用途が分かれておったりするわけではなく、一つの市場としての用途でございますので、それを全部貸すのが一般的な普通財産の貸付けでございます。むしろ、それを建物とか土地とかに分けてお貸しするというのが、特別な貸方であると認識しております。

宮本政志委員 特別か普通か別にして、できるかできないかお聞きしたんですけど、普通財産だから全部まとめてじゃないと貸せないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 全部貸すか一部貸すかっていうことについては、一部も可能でございます。ですが、先ほど申しましたように市場の運営を民間にお任せするということからしても、駐車場、その他土地建物全てをお貸しする一般的なものとして、開設者の裁量によってその市場を運営していただくということから全部お貸しするようしております。

宮本政志委員　なぜ今それを聞いたかって言いますと、もし仮に開設者と今後、附属営業施設の使用者との間で、貸し借りが発生すると民民のことになってくるんですよ。そうすると、私たちもなかなか口を出しにくくなるし、行政も契約書に書いてあること以外のことで口を出していくと契約に対する契約不履行でしょう。だからさっきの答弁であっていると思うんですよ。そうすると、例えば、一部、こちらの方々と市が貸し借りの契約をします。大まかな部分に関しては開設者との契約をいたしますってことをせずに、まとめて全部っていうことで今おっしゃったんで、ということは執行部としたら、その開設者と今度新たに借りようとする人たちの中で大きなギャップも発生しないだろう、そして大きなトラブルもないだろうという前提で、こういうふうな貸し借りを開設者としていくと、そういうふうに解釈していいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　説明会の中でもありました。取引関係者がそのまま引き続き取引ができるかどうかっていうのは、もともとこの募集を掛けたときの事業計画書があります。それを見ると、取引が継続するということが担保されたものではないんですが、それを見ると市場取引をしておられる関係者と一緒に盛り上げていきたいと思いますというようなこともありますので、それからすると、市としても取引が今からも続いていくのかなとは思いますが。これについては先ほどから申しますように、開設予定者が業務規程を決めて運営しますので、それが貸すための要件ではなく、なかなか口が挟めない、介入できないところがございます。例えば、そのまま同じように取引要件が継続するかっていうと、開設予定者が決められることは、今の施設のこともありますし、取引の例えば保証金とかいろいろなことが決められると思います。それが全てイコールかどうかっていうのは、市も分かりませんし、先ほどから申しますように業務規程の中で県の指導の下、そのルールに基づいてされるものということが公平公正な取引の担保というふうに考えております。

宮本政志委員　ですから、さっき高松委員が言われたことが一番大事になって

くるので、何度もお聞きしているんですけど、今の答弁をずっとお聞きしていると私もですけど、今度の新たな開設者はきちっとされる業者だろうと思えるわけですね。だからこそ、例えば追い出す意図を持って、いきなり賃料が上がるとか、あるいは出すための厳しい条件になるとか、そういったことをされるような開設者じゃないんだらうっていう答弁で受け止められるんで、そういう解釈をしてよろしいですかっていうことをお聞きしているんです。

川崎経済部次長兼農林水産課長　そこについては、いろいろ開設予定者の方とお話をさせていただいておりますが、それが担保されているかっていうと担保されてないんで、ここでそうなりますよっていうことも言えないです。だから先ほどから繰り返しになるんですが、県の業務規程の中で取引されるので、そこが公平公正な取引の担保かなと思っております。

恒松恵子委員　施設のお話が出ましたけど、附属営業施設また建物共々大変年数が経過しており、今後修繕が必要になると思うんですが、施設改修の際には行政は関与されるんですか。そこだけ教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長　行政は施設の所有者でありますので、これを貸し付ける場合にどこまでを相手方に管理していただいて、修繕等、市がどこまでするかということになります。当然、大規模なものについては、市で改修をしていくようになりますが、これも将来的な計画でどこまでとか長寿命化とか言っていますけども、小まめな修繕を繰り返しながら、長寿命化を図っていくのかっていうところで、あまり大きな改修、改築っていいですか、そういうものは見込めないのかなと思います。かなり老朽化した施設ですから改修を小まめにしながら長寿命化を図っていききたいというふうに思っていますし、それは内容によってですが、高額なものについては市でやるようになろうかなというふうに考えております。

岡山明委員 説明会の中で皆さんが質問されたのが、施設の貸付方法ということで、市は市場内の土地、建物全てを開設予定者のYフーズに貸しますという表現で、始めから討論がスタートという状況でありましたよね。土地、建物全部を開設予定者であるYフーズに貸しますという表現されていますね。それで参加者がカチンとこられて、2回目の説明会のときには、市を経由して、土地の代金を払うという話を進めた。そういう状況の中で今回の説明会で、全てYフーズに貸しますという表現が出たと。それで皆さんからおかしいと。2回目の説明会ではそんな説明を受けてないと。そういう方々としては、自分の事業を継続するのにすごい恐怖を感じたという状況の中で、再度開設者の募集を掛けてくれという話が出ましたから、その辺は市としてどう考えるかお聞きしたいです。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど説明いたしましたように、行政財産として説明会の中でお話をさせていただいておりました。イメージ図もそうです。使用許可ですけれども行政財産として、説明会を当初させていただいておりましたのは、開設者であります民間業者が許可又は承認をした方に対して、市が使用許可しますっていうところがありますので、行政財産の場合にも、市が使用許可を出すんですが、これは又貸しができないということからそういう手法を取っておるわけなんです。実際にはその権限については、開設者が許可承認をしたものに対して市が使用許可をするということになりますので、開設者の権限がそこにございます。今、お話をしておりますのは、第3回の説明会の中でイメージ図として、今まで行政財産として使用許可すると表記しておりましたのを貸し方については分かりませんよということでお示しをしておるものです。それは普通財産か行政財産か使用許可か貸付けかっていうところで、分かりませんというところでお示しをしております。そういうことがありましたので、この前の説明会で普通財産でお貸しすることに決まりましたと御報告をしました。普通財産であれば今度は全部お貸ししますので、普通財産は又貸しができますので、今度は民民になりますが、開設者と使

用される方との使用を認めてもらって、そこを使用するというようになります。いずれも開設者の権限が使用される方に対してあるということで、特にその部分で再募集をするような考えはございませんよということで先ほど説明させていただいたところでございます。

岡山明委員 説明会に来られた方々に、その部分の説明が飛んでいるんですよ。そういう状況の中で、一括して市場関係の土地、建物全部をYフーズに一任するというので、説明会に来た方々はせめて窓口でも作っていただきたいと。そうしないと自分たちの事業継続の部分に非常に不安があると。そういう状況で、丸ごと開設者にこの会社に今回の施設の使用指定っていうかそういう条例もありますよね。今までは市長という名前とこれからは開設者はYフーズになるということですよ。そういう名目になるという状況ですね。業務規程がそういう形になっています。今回説明会に来られた方に対して、どういう形で行政財産から普通財産に変わったか。そういう説明をしていただけないと、前回の説明と180度ひっくり返ったような説明になっている。そういう状況だと前に進めないという話も出たと思うんですよ。説明不足だと思うので、その辺は今後、次の説明会するときにもう募集も何も掛けません、新しい開設者の下で進めますという形で進められるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 説明につきましては、行政財産、普通財産でお話を進めさせていただいて、2回目のときはそうでした。3回目の説明会では貸し方については行政財産、普通財産の使用許可、貸付けがあり、検討していますということでお話をさせていただいております。4回目に19日ですが、方針が決まりましてお示しをしたところです。それで、今からにつきましては、先ほどこの説明会の資料にあります(2)の募集要項、業務規程についてとありますが、近日中に作成した業務規程、募集要項を配布します、郵送しますということで書いております。この方向で進んでおるところでございます。

岡山明委員 次の説明会するときには開設者が決まった状況の中で行われるんですか。今回の説明会でも、開設者に対して市場の土地も建物も全部開設予定者に貸し出しますという条件だから、今度は業務規程を皆さんに説明するという形の説明会で、業務規程がこういう形になりましたから、これで皆さん進んでくださいと、業務も支障がありませんという話をするという状況ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 業者間協議が整いまして、開設予定者が決まりました。今、その開設予定者が県の認定を取るために、県との協議に入っております。その後、進め方として今から募集要項を配られるということ聞いておりますし、業務規程を配られるということ聞いております。その業務規程については、県の指導の下、作成をしておられますので、その業務規程についてまた近日中に皆様方に配布をし、先ほど、卸売市場法の中で申し上げましたが、第13条第5項第6号ロの中にあります遵守事項について、取引参加者の意見を聴いて定められていることというのがありますので、それを今回皆様方にお示しをするということになっております。

岡山明委員 次の説明会においては、昨日の説明会の回答は出さずに業務規程、募集要項を皆さんに届けて話を聞くという状況ですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 19日に行った説明会の中では、委員がおっしゃられたように回答を望まれておられますので、回答はするようになります。今度の説明会というのが、市が開催するというよりは開設予定者の方が今から県と協議をしながら進められるので、県の指導の下、業務規程、募集要項等を示されて認定に向けて進められることになります。説明会がどうなるか、意見がどうなるかというのは市のこととは違い、開設予定者が県で認定を受けられるための作業になりますから、そこについては詳しくは市から御説明ができないんです。いずれにしても業務規程、それから募集要項を示しながら、今から認定に向けて開設に向け

て進められるということでございます。

岡山明委員 県の認定なんですけど、年度末も近づいてくる状況で、県の認定がいつ頃下りるか押さえておきたいんですけど。

川崎経済部次長兼農林水産課長 4月1日の開設に間に合うように認定を取られるという予定でお伺いしております。

高松秀樹委員 何でこれだけ時間を掛けてこれをやるのかっていうのは、結局ずっとトラブルやったじゃないですか。開設予定者とのトラブルじゃなくて、例えば中央青果の中のトラブルがあったり、中央青果と売買参加者のトラブルがあったりとずっと続いていますよね。つまり平和にずっと済んでないんですよ。ということはトラブルが予想できるんじゃないかって思う人間が多いんですよ。既に説明会でもトラブルになっていますよね。11月の説明会でもトラブルになっていますよね。今後トラブルになったときに、行政に何ができるかっていうところだと思うんですよ。ずっと話を聞いていると、お聞きはしますよって話はあったんですけど、結論から言うと何もできないのが実情かなと思うんですよ。その理由は、民間の市場ですから民間で解決してくださいよとなるんじゃないかなと。でも、それで本当にいいのかなっていう気がしているんですよ。本当にトラブルが生じたときに、弱肉強食の世界になっていくはずなんです。自由競争の世界なので。取引の中は県の認可を受けるときの項目を遵守されとけば問題ないんですけど、それ以外のところでトラブルが僕は必ず起きると思います。それに、行政が関与できるような仕組みを作ったほうがいいかと思っているんですよ。その仕組みっていうのができないものなのかなと思っていますけどいかがですか。

河口経済部長 今の御意見でございますけども、基本的に先ほど次長が申し上げましたように、県の認定を受けた民間の業者が今から市場を運営していくということになります。業務規程の中で、県との協議の中で県の指



導の下でやっていくことになりますので、市としても何らかの何かできることがあるかという、先ほど高松委員が言われましたように、基本的にはパイプ役しかあり得ないというふうには思っています。それで何か市が窓口といいますか、トラブルを何か解決できるようなことができるかという、やはり民間対民間の話でございますので、大変難しゅうございます。ですので、そこはやはりパイプ役として、県につなげていく手段しか市としては持ち合わせてないというのが現状でございます。ただ、今の開設予定者の企業の方は、さすがに前の小野田中央青果のようなトラブルは起こしてはいけないということは言っておられますし、そういうことはないような形で進んでいただけるんじゃないかというふうな希望を持っております。

高松秀樹委員　もちろん今から開設をされる会社ですので、いろんな先のことを考えてやられると思うんですけど、結局私が言ったのは行政のマネジメントの話で、いろんな想定をした中でやっていかないと、取り返しがつかないことになる可能性もあるので、そこはきちんと4月になるまでに、考える余地があるんなら考えてほしいということです。

岡山明委員　施設の部分で今後市としても、市場の管理規定っていうのが恐らく今後作られると思うんですけど、丸投げのような形になると、市場関係の管理規程まで必要なくなるという状況になってくるんじゃないですかね。市が残すべき公共施設なんですけど、市の管理規程を今後継続できるような形はないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　ここはもともと行政財産で条例をもって、管理をしておったところではございますが、普通財産ということになりますので、委員がおっしゃられた条例のようなもので管理することはございません。ただ、ここは先ほど申しましたように都市計画決定された卸売市場ということになっており、卸売市場としての土地利用がされる場所ですから、規制というのは特にないのが現状でございます。

岡山明委員 ちょっと確認しますが、4月以降は開設者が県の承認、認可を得ると。そうすると4月以降は市は施設関係の関わりが一切なくなるとい状況なんですね。今後、市場に口出しできないという、建物一つ何も管理できないという状況になるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市は、土地、建物の所有者でございます。その市が持つておる土地、建物を契約によって、開設者にお貸しするようになりますので、市が全く関わらないとはなくて、市はその方にお貸ししながら、開設者が管理する部分、市が管理する部分として、今からこの建物、土地を管理してくようになります。

宮本政志委員 さっきの高松委員の話に戻りますが、市は開設予定者と書面で契約を交わすわけでしょう。そうすると今度は大家になるわけですよ。市も弁護士に相談するケースをよく聞きますから、弁護士に相談できるでしょう。開設予定者と市で交わす契約書の中に著しいトラブルがあったときの条項を盛り込んで、開設予定者がそういう条項を設けておけば、そこに違反なり、何か問題が発生すればそれをもって賃貸借の契約は解除しますという条項を入れておけば、岡山委員が言われていることは契約を交わすだけで市に権限がなくなるわけじゃないんで、その辺りで検討できませんか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そこについては研究させていただきます。

中村博行委員長 そのところが、一切任したら市は関与できませんよっていう答弁をずっと頂いており、その辺が非常に心配の種ということで皆さんおっしゃっていたと思いますので研究をしてください。説明会において、そういったふうに先ほどから皆さんがおっしゃっているように、市場についてあまりよくない歴史がずっと続いていたわけですよ。ですから、今度の開設予定者と現在の関係者との間に円滑なそういう進行ができるかということが非常に心配の種であるということで、その辺は

十分把握した中で進めていっていききたいというふうをお願いをしておきたいと思います。説明会についての協議というか、それでは一旦ここで、コロナの関係がありますので、若干の休憩を挟みたいと思います。それでは、2時まで休憩したいと思います。

---

午後1時50分 休憩

---

---

午後2時 再開

---

中村博行委員長　それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。それでは陳情書について前回の続きといたしますか、前回執行部の答弁の際、資料等がそろっていなかったということもあって、なかなかスムーズにいかなかったんですが、今日はしっかりとその辺りは用意をされていると思いますので、市場条例第57条、要するに会議室の問題をもう1回整理をしたいと思います。まず、冷蔵庫からいきましょう。平成27年から29年までのブランクの間、電気代等もそういった業者にとということでありましたが、このところを両方絡めて冷蔵庫と会議室でもう一度、時系列で説明をしていただきたいというふうに思います。お願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長　冷蔵庫の設置と会議室の使用について、前回御質問でありました申請日、それから承認日、申請内容の相違を知った日、それから是正の日はいつかということについてお答えをいたします。まず、冷蔵庫についてでございますが、加工申請が出たのが平成27年6月1日、承認日が平成27年6月19日、それから申請内容との相違を知った日が平成29年7月頃でございます。これについては資料がございませんので、電気料金の納入履歴、そういうものを見まして推測しております。是正日が同じく平成29年7月頃ということになります。電気代の請求の流れでございますが、先ほど申しました電気料金をもと一部のある売買参加者に請求しておったということで、前回お話をしております。それを中央青果に変更したということでございますが、

この電気料金を請求する流れをお話をいたしますけども、市場におられます業務委託者が、電気メーターを検針して請求先等、請求金額を農林水産課に示して、それに基づいて、農林水産課が納付書を作成しております。業務委託者にそれをまたお渡しをして、業務委託者はその納付書に自身が作成をした明細書を添えて、納付者に渡しておるということで、もともと市場から検針してもらったデータを農林水産課がもらって、農林水産課が納付書を作成してその方にお渡しをしたと。その方が明細を付けて納付者にお渡しをしたという流れでございますが、それが一つありまして、指摘のあるまでの約2年間でございますが、それについては事実を知らなかったということは、先ほどの請求方法とかその請求によって納付がされておったということから、なかなか認識がなかったということでございます。ただ、認識がなかったということで、これは反省すべきことでありましておわび申し上げたいと思います。

中村博行委員長　それと会議室ですよね。

川崎経済部次長兼農林水産課長　それでは次に会議室について御説明をいたします。使用の申請日は平成28年8月29日、承認日が平成28年9月1日、申請内容との相違を知った日がこれも書類がございませんので、聞き取り等によりまして確認させていただいたのですが、平成29年3月頃でございます。使用申請書を平成29年4月1日にまた申請を頂いて、同じく4月1日に承認をしております。これは4月から7月までです。最初の申請が9月から3月末までの申請でございますが、それを承認しております。是正があったのが平成29年7月。7月に退去があったということでございます。これにつきましては、事実を知った3月頃に会議室を確認し、退去を指示いたしました。中央青果から移転先がないので退去までの猶予がほしいとの強い要望があつて、4月から猶予期間として認めておるというところでございます。当時はやむを得ないということから、そう判断をしておるといふふうに思いますが、実際に事実が分かった時点で直ちに待機をするよう進めていくということが望

ましかったと思っております。

中村博行委員長 聞けば聞くほどぐちゃぐちゃというか、関心がなかったという  
ことであるんですが、これについて質疑を求めたいと思います。

森山喜久委員 前回、冷蔵庫について市で1台所有していて、合計で3台ある  
よと。その中で特定業者とか別の業者とかそういうふうな話もあったの  
で、平成27年の冷蔵庫だけの話になっているけど、それ以外の二つ、  
もともとあった冷蔵庫の状況も、電気代も含めて教えてもらえますか。  
ほかの二つの冷蔵庫についてということです。

川崎経済部次長兼農林水産課長 陳情に関する平成27年のことで整理をして  
おりましたので、詳細な資料はないんですが、平成21年に1台目が設  
置され、平成24年に2台目が設置されておりますので陳情があった分  
については3台目ということでございます。

中村博行委員長 この冷蔵庫は市が設置して市の所有ということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 この冷蔵庫についてはそれぞれ市が設置した  
ものではなく、市はお金は一切出しておりませんので、設置者での負担  
で設置をしております。

高松秀樹委員 設置者はどなたですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 1台目、2台目についてはもう記録がござい  
ません。5年間の保存で記録がないので、そこについては確認ができな  
いんですが、陳情書の中にあるものについては小野田中央青果が加工申  
請を出して、小野田中央青果に加工を認めておりますので、この前の話  
で小野田中央青果が設置しておるんでしょうけど、お金については市は  
出しておりませんが、どなたが出されたかっていうのは確認はとれてお

りません。

森山喜久委員 今の2台の電気料の請求先はどこですか。調べればすぐ分かりますよね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 1台目の部分が売買参加者へ請求をしております。先ほどの平成20年ですか、それ以降に電気代が発生しております。最近では令和2年12月までお支払になっておられます。

中村博行委員長 設置してからずっとですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 誤りを言っておるか分かりませんが、この表については冷蔵庫の料金とほかの使用料が入っておりますので、これが冷蔵庫の料金と区別ができておりませんので、発言が誤りかも分かりません。2台目、3台目については同じ売買参加者がお支払いになっておられます。それが設置されてから、先ほどの平成29年7月までのお支払です。

森山喜久委員 売買参加者2人が支払っているということによろしいんですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 それで今一番古い1台目の冷蔵庫で、2台目、3台目っていう形の分で分けさせてもらったほうが混乱しなくていいのかなと思うんですけど、2台目、3台目の冷蔵庫の電気代については、平成29年7月まで支払は終わっているということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 売買参加者が支払われた電気料金が平成29年7月までということでございます。

森山喜久委員 8月以降はどうなっているんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 中央青果が支払っております。

森山喜久委員 再度になるけど1つ目はどうなんですか。

平農林水産課農林係長 1台目の冷蔵庫の電気代についてですけれども、詳細な日というのが分からないんですけれども、平成30年度に入ってからだと思いますが、そういった御指摘を頂いて、平成30年度頃にその請求先を小野田中央青果に変更したと記憶をしております。

森山喜久委員 指摘は誰からされたのか。中央青果はもともと払わなきゃいけないものということによろしいですかね。指摘は誰がされたのか、支払は本当はどうかするべきか、それを教えてもらっていいですか。

平農林水産課農林係長 指摘は売買参加者から御指摘を頂きまして、本来支払うべき方につきましては、設置者である中央青果でございます。

中村博行委員長 そうしたら1台目から条例違反ということになるわけね。現に今回数字上がっている2台目、3台目の業者ではない、1台目の時点でそういう状況が起こっていたという認識でいいですか。

平農林水産課農林係長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 大変なことになりそうなんですけど、その経過をまとめた文書とか決裁っていうのを取ってらっしゃるんですか。

平農林水産課農林係長 経過をまとめたものの決裁等は取ってはおりません。

森山喜久委員 本来払うべきだったのが中央青果というふうに言われたんです

けれど、払わなくていいのを払われた二つの業者に対してお金を還付したのかどうか。そして、本来払うべき小野田中央青果に追加のお金を払うように請求したのかどうか、それを教えてもらえますか。

平農林水産課農林係長 しておりません。

森山喜久委員 しなくていいんですか。

平農林水産課農林係長 しなくていいのかと言われて、私もしなくていいですとは答えられないんですけども、そこは中央青果と話をしてくださいということはお話をしたと思うんですけども、市から還付をいたしておりません。

森山喜久委員 確認なんですけれど、中央青果にその二つの業者さんは払っているんですか。市に払っているんですか。どちらですか。

平農林水産課農林係長 市に支払っていただいております。

森山喜久委員 市が請求して払ってもらっているというのが誤入金じゃないんですかね。市から一旦その業者さんに返さなきゃいけないんじゃないんですか。

平農林水産課農林係長 設置した当初からそのような請求を行っていたところでございますけれども、そのときにどのようなお話があったのかというのが、私も承知しておりませんので、そこは何とも申し上げることができないところでございます。

森山喜久委員 それで先ほど言ったのは決裁含めて中央青果が本来払うべきものだったと、中央青果に請求したと言われましたよね。ですから中央青果が払うものと市として認識したということですよ。



平農林水産課農林係長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 中央青果が払わなきゃいけないものをほかのところに支払えよっていうふうに請求を上げているのは、要は市場特会に入ったんですよ。

平農林水産課農林係長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 先ほどから言っているんですけど、返さなきゃいけないんじゃないんですか。ほかの税金とか含めて、そういうのは知らないふりなんですか。

平農林水産課農林係長 そこについて当時私もそういった手続をしておくとかで、そこはどうかということはこの場でお答えすることはできません。申し訳ございません。

森山喜久委員 経過を残した文書がないところがどうかと。表現悪いですけど、先般、水道局でメーターの設置ミスということで、水道課の職員の方々が謝りに行って改めてお金をくださいというふうにされたと思うんですが、結局今、二つの売買参加者に対して損害を与えているというふうな状況ですよ。年間どれぐらい電気料をもらっていたのか教えてもらえますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 冷蔵庫だけの電気代は季節によってかなり違うんですよ。少ないときは2,000円を切る月がありますし、多いときは2万円を超える月があります。毎年異なっておりますので、そこが何とも言えないところなんですけど、2,000円の12か月として2万4,5千円が年間の電気代ぐらいですね。

中村博行委員長 ちょっと整理をしよう。中央青果からいただかなければなら

なかった電気代を業者からいただいていたということですね。それが発覚した時点で、その業者からいただいていたものは返すべきものであると。またその分ほど中央青果からもらうべきものであったと。業者さんと中央青果の関係ですよね。業者が払った分を中央青果が業者に払うのか。その辺りは今日、協議は全くされてないような気がするので、整理した中でそういうものについてどうするのかというのを1回内部でよく話をされて、電気代の処理をさっき森山委員がおっしゃったように、水道局は16年間ぐらい間違った請求をしょって発覚したので、逆にもらいに行かないといけんやったわけですよ。そういったものを是正されたということがあるので、こういう間違いがあった場合どうするのか、内部で協議をしてからじゃないと返答が難しいんじゃないかと思うんですが。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど電気代の請求の流れについて御説明いたしました。市場にいらっしゃいます業務委託者が、電気メーターを検針してその請求先と請求金額を農林水産課に示して、それに基づいて農林水産課が納付書を作成し、また、その方にお返しし、その方が明細をつけて、納付者の方の先へお渡しをしたという流れがございます。先ほど申しましたように、認識がなかったっていうのはすごく反省するところがございますが、この流れで請求を明細でお渡しをして納付書によって入金があったわけなんです。これは誤納付ではないと理解をしておるんです。ただ、これがもともと売買参加者に請求をしたということが、もともとこの冷蔵庫の使用について、どうだったのかなというところがあります。本来、中央青果が申請者なので、中央青果に請求をしてあとどなたが払われるかについては、また中央青果がそういういろいろな利用される方なんかとお話をされるのか、また中央青果がそのまま支払われるかっていうのは私どもがどうこういう内容ではございませんので、そこについては請求先は誤りだったのかなと思いながら、認識がなくて大変申し訳なく思っております。先ほど申しましたように、納付書の明細をお渡しして納入があったというところからそれを認識されていると

どうか内容を確認されて納付があったというふうに思っております。これが今のところ何ていうか、料金の返還とかいうことは特には考えていないところでございます。

中村博行委員長 冷蔵庫の設置者がその業者であって、ほとんどその業者さんが使用されていた。その辺で全部、払われたような気がするんですけどね。そうすると業者は、自分が設置して自分が使ったものだから自分で払って何ら問題ないと。市は結局、お金だけもらったから気が付かなかったということであろうかと思うんですけども、そういうふうな想定ができるんですけど、そういった裏付けになるようなものが残っていないみたいなことであつたんですけれども、そういうのが調査不可能であるのかどうか、その辺をお答え願います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 資料については、電気料金の納付記録を見ればどなたが幾ら納付したっていうのが分かりますので、それと先ほど業務委託者が作成しております明細がどこまであるのかっていうのは確認ができるかもしれませんが、その辺を確認して実際の電気料金をどなたが払われたかっていうのは、ある程度書類が確認できる範囲で整理ができようかと思えます。あとはどなたがどう実際にお金を出されたのかっていうのは、納入者は分かるけども、お金を実際には払われた双方のやりとりはどうなっているのかっていうのは、もう聞き取り等でないとこれが整理できないのかなというふうに思っております。

宮本政志委員 よく分からないんですけど、電気代を長年払って、その払った人がずっと使って、なぜその方が申請者になってないんですか。本来自分がずっと使って自分がずっと電気代を払うならその方が申請者になればいいですよ。なぜそこに乖離があるんですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 卸売市場は開設者が市でした。卸売業者が中央青果でした。卸売業者に売場をお貸ししておりました。だから、卸売

業者である小野田中央青果がその売場を仕切っておりましたので、小野田中央青果からその卸売業務に関しての市場の運営に関して冷蔵庫を設置することについては、市が認めてきたところなのですが、売買参加者で、例えばそれを設置されることについては、市としては認めづらいところがありましたので、小野田中央青果から申請が上がっていたものをそのままその申請内容を見て許可しています。しかし実際には、どなたが使われたっていうその内容によって、事実と申請内容と異なるところがありましたので、そこを是正したっていうところがあります。申請の許可については申請者であるとか設置をしてどういうふうに使っていかってという内容によって、許可をする、承認をするっていうことになりますので、全て申請があったからそれを受け入れますよということではないということでございます。

宮本政志委員　ということは、中央青果がそもそも電気代も払う、そしてそこを独占的に使う、その人のためにこの冷蔵庫を設置したわけじゃないですよということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　そうでございます。

中村博行委員長　要は65条について、申請は中央青果がしないといけないという認識があったけど、電気料金を請求するというか、いただいたところが別業者であったところの認識がなかったということですよ。

川崎経済部次長兼農林水産課長　そうでございます。

高松秀樹委員　陳情者の要点はまず条例違反があったかどうかということですね。もう一つは市はこれを知っていたのかどうか。この2点だと思いますよ。まず条例違反であるという認定をされていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　これについては、申請に基づきますその内容

を審査して許可をしておりますものについては、特に条例違反でもないですし、手続を認めておるものですが、それが事実と異なるという抵触しておるというところかと思えます。

高松秀樹委員 条文には市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならないってあるんですよ。だから指定を受けたものは中央青果です。中央青果が一部を転貸したり、他人に使用させてはならないということですよね。しかし、売買参加者が使っていたと。だから是正をしたわけでしょ。ということは今抵触しておるって言われましたけど、条例違反をしていますよね。微妙なところじゃなくてしっかり違反じゃないかと思うんですけど、そこをまずしっかり述べていただきたいと思えます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今65条は委員おっしゃられたように、転貸ということから、条例違反ということになります。

高松秀樹委員 次に市は知っていたかどうかと。ここは非常に説明では微妙なんですけど、一般常識的に考えれば、2年間放置して指摘があつて是正したと考えると知っていたであろうというふうに思われますが、そこで質問なんですけど、中央青果は地方卸売市場施設の現状変更申請書を平成27年6月11日に出していますよね。これはどなたの指示で出されたんですか。行政職員が言われたんじゃないんですか。これが必要ですよ。そうなるとこの時点の行政職員は内容を分かっていたはずなんですよ。

川崎経済部次長兼農林水産課長 加工申請が平成27年6月1日に出ています。このときに私も当時いなかったんですが、このときに当然加工するという話でこれを出してくださいというやりとりはあったかと思えます。ただ、それが実際に今の黙認という、事実を知っておったかどうかとするところは疑問なところあります。記録、聞き取り等を行う中では、黙認で

はなくてこの事実を知らなかった、認識が足りなかったというところで確認をさせていただいております。

高松秀樹委員　そういう御回答になれば、今までの森山委員がした質問等も含めて、行政側が非常にずさんな会計処理が行われておったということと、行政という組織として全く体を成していないというふうなことを次長から言われたと認識せざるを得ないんですけど、そこは恐らく知っておったかどうなのかって、もちろん次長もそのときいなかったし、部長もいなかったかもしれませんが、分かりませんが、やっぱりこういうのはきちんと非を認めて、最初にお詫び申し上げたいっていう言葉がありましたけど、そこはもうちょっと毅然として、我々に部長を含めて対応してもらいたいと。それがあればこの件は、それ以上深める要素もなくなるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

河口経済部長　今言われましたように、先ほど、次長からありましたけども、基本的に認識がないということが、反省すべき点で大きなところだというふうに思っております。ですので、今からの事務の中でもこういうことがないようにしていかないといけないということで、大変申し訳なく思っております。

高松秀樹委員　僕もこの件についてはこれ以上突っ込みませんが、結局今こういう状況の中で、最初の説明会の話をクリックさせると、心配じゃないですか。我々も心配だし関係者も心配じゃないですか。やっぱりそこが今後将来の話として重大な問題になってくるというふうな指摘はしておきたいです。

中村博行委員長　高松委員からの助け船ですよ。条例違反はその当時そういう違反という認識がないけれども、結果的に違反であったということですし、しっかりその辺は認めたということですよ。それについて、今後の市場運営に非常な心配があるので、今後その辺は気をつけて、しっかり4月

1 日に向けてやってほしいということになるかと思えます。

岡山明委員 その冷蔵庫の 2 台目、3 台目は平成 29 年という話だったですよ。本来であれば 1 台目を平成 29 年に是正をするっていう状況になるべきと私は思っています。それができてないっていうことで、陳情じゃないけどその黙認か指導不足か分かりませんが、市として認めて、是正する必要があると思います。

中村博行委員長 議会もこれを取り上げて平成 29 年から取り上げているわけですが、ここに至るまでやはり相当、市場に対する関与というか、重要な部分が抜けていたということが、ここまでつながったと思うんですよ。委員会審査にしてもこれまでやってきた審査の中で執行部の答弁も否定されて、またそれが発覚して実はこうでしたという流れが繰り返してきたような気がしております。これを一つの契機として、この辺をきちんとしていただければというふうに思います。今高松委員がおっしゃったように上からこれに対しての謝罪を求めるべきじゃないかというふうな気がしておりますので、これについてまた内部で協議をしてください。それでは市場条例 65 条違反については最後のところまで行きましたので、引き続いてこれまでありました陳情書の中に含まれていることについて審査をしていきます。前回、一応説明を受けましたけれども行政の黙認と監督指導不足、この違いについて答弁をしてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは行政の黙認と監督指導不足の違いについてということで、御回答申し上げます。黙認とは過失などをそのまま見逃すこと。監督指導不足とは、指示や指導が隅々まで行き届いていないことであると理解しております。

中村博行委員長 質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に 1, 500 万円は赤字補填の補助金ではなかったかということですが、これはこれまで委員会審査の中ですね。結局補助金といいますか、これは 1,

100万円についての補助金ということもありましたが、ここで1,500万円ってというのは少し違う感じがしております。1,500万円については現在破産の手続の中でいろいろ審査されていると思うんですけども、これはこれまで差入保証金なのか投資なのかということで議論がされているものだと思います。それを踏まえて執行部から1,100万円の補助金、そして1,500万円についての答弁をお願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 1,100万円の補助金についてございますが、これは平成26年度から平成28年度にかけて、市から小野田中央青果株式会社へ支出した運営補助金についてですが、これは累積債務の減少を目的として支出したものであります。その使途が限定されていたものではなく、またその目的も達成されていたため、使途についての調査はしておりません。次に小野田中央青果株式会社から出資者へ支出された差入保証金についてですが、会社が支出したものであって市として調査をすべきものではありませんが、平成30年度に小野田中央青果株式会社が実施した経営改善を目的とした外部監査の中で、差入保証金の支出についての指摘があり、その調査を進める中で使途についても聞き取りを行っております。以上でございます。

中村博行委員長 以前からの答弁を踏襲されたというふうに思っています。この件について何かありますか。

高松秀樹委員 最初の1,100万円の補助金を500万円、300万円、300万円と出して、これは委員会答弁が2種類あって、最初はいわゆる連結決算で見られるような答弁だったんです。ですけど、最終的にはそうじゃなくて、累積債務を解消したいということだったと思います。2,400万円あるけど、株式割合を考えて1,400万円やったんですよ。それより以前の説明も三つを足したら約1,400円あったんですよ。それで中央青果の赤字分当時400万円。青果販売の赤字やったかな。それと開業費が700万円ぐらいあって、これ1,400万円で数字が



あっていたんですけど、最終的には行政が間違っていたとは答弁してないんです。分かりにくい説明をしましたと答弁したんです。全然分かりにくいし、ただ間違っていただけだと思うんですけど、もう答弁求めませんが、間違っていた説明をしてその理由は中央青果の累積赤字を解消する必要があると述べられていますよね。なぜ解消する必要があるかというところで、融資を受けやすくしたいんだという答弁があったと思うんですが、そこは間違いはないですか。

多田農林水産課参与 高松委員が言われたこの件についての委員会での答弁が3回ありました。そのうちの1回目及び3回目は私の答弁です。平成26年度から3か年で1,100万円、500万円、300万円、300万円というものにつきましては、当時、皆さんも御存じのように当時の代取が自己資金を会社の運営費に充てているような状況が見られると。それはなぜかと。それは株式相当額以上の累積債務があるところと銀行がスムーズな取引をすることは考えづらいし、また、ないであろうという考えがあることから、累積債務を株式相当額以下にすることによって、円滑な金融取引ができる関係を構築できるのではないかという考えの下に3か年で1,100万円、それも支出はその年度の最終日、平成26年であれば平成27年3月31日に入れ、5月の決算で累積債務が相当額減少した決算書となると。そのことをもって目的は達したという判断を平成28年度をもってしたと。

高松秀樹委員 累積赤字解消のためなんですけど、平成26年は損益黒字なんですよね。利益剰余金はマイナスになっているんですよね。それはともかくとして融資を受けやすくするというのは、銀行は累積債務を見るはずなんですよ。500万円、300万円、300万円と入れて、その後融資を受けられたんですか。いつ何ぼどっから受けたか。

平農林水産課農林係長 借入日ですけれども、平成28年12月26日に日本政策金融公庫から2,000万円ほど融資を受けております。

高松秀樹委員 平成28年に受けていますよね。でも不思議なことに平成25年6月19日に民間金融機関から全額返済になっていますよね。これはどういう形で全額返済か分からないんですけど、何か整合性がとれないような気がして、そこでお願いなんですけど、長期借入金の平成26年、27年、28年、29年度分の内訳書があれば提出していただきたいと思います。

平農林水産課農林係長 準備して御提出いたします。

高松秀樹委員 破産管財人に渡っているとかじゃない。

平農林水産課農林係長 市にも提出いただいている資料がございますので、その中を探してみようと思いますので、あれば御提出します。

高松秀樹委員 中央青果の決算に関わる資料があると思いますのでということですよね。そしたら、今まで決算書は貸借対照表と損益計算書しかもらってないんですよ。いろんな内訳があるはずなんですよ。我々も貸借対照表と損益計算書の数字だけだったら、細かいところが見られないんですよ。今日の問題とは別にずっと産建では、数字に正当性があるかどうかというのはずっとやっていますので、決算書があれば全部提出していただければ、我々はもうわざわざここで質問しなくても、分かりやすくなると思うので、それは是非お願いしたいと思います。今の僕の質問は、整合性がとれないんじゃないかと。つまり500万円、300万円、300万円の理由付けがきちり証明できないような気がしているので質問しておりますので、それに対する回答は今日のことならないんで、また後日お願いしたいと思います。

中村博行委員長 今言われた書類等を出してください。

高松秀樹委員 補助金の関連でその前の年、丸栄商事が倒産したんですよ。

それに対して二百数十万円の補助金を出されていますよね。これも前に資料を見たら、売掛金にまだ丸栄商事が残ったような状況が見てとれたんですが、その辺も一緒に確認をしてみてください。未だに残っているって僕は異常だと思っています。粉飾に近いような感じがするんですよ。恐らくそれだったら売掛金が資産計上されているでしょ。今答えなくて結構なんで、確認して答えてほしいと思います。

中村博行委員長 今の3点、丸栄商事と2,000万の整合性、そして平成26年から平成29年の借入れの状況ですね、これが分かる書類を提出してください。

宮本政志委員 今の高松委員の質疑で丸栄商事さんの件以外はないですか。破産関係とか閉店関係によって何ていうか回収不能のものが売掛金に入っているっていうのは丸栄商事以外はないんですか。あればそれも。

中村博行委員長 そういうのも一緒をお願いします。それではこのところはいいですかね。それでは時間が来ましたので、ここでまた若干の休憩をしたいと思います。3時まで暫時休憩ということでお願いします。

---

午後2時52分 開会

---

---

午後3時 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。それではあと若干残っておるんですが、陳情者からこれは1,500万円に伴ってということではあったんですけども、それにかかわらず市場の監督者として、職務遂行は公平かつ正当性であったのか、この点からまずお聞きをしようと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それではお答えいたします。これまで市とい

たしましては、山陽小野田市地方卸売市場条例等にとり、市場運営を行ってまいりました。また、卸売業者等の市場関係者に対する指導監督の権限を強化する条例改正も行い、公平公正な取引が行われるよう努力してまいったところでございます。

中村博行委員長 いろいろ通り一辺倒と言いますか、答弁いただきいただきましたので、それについて今までのことも含めた中でいろいろあるかと思えますけども、質疑のある方はお願いします。

高松秀樹委員 いろいろ過去から公平公正な取引が行われていないんじゃないかというのが専らの意見なんです。今の御答弁を聞くと、行われるように努力してまいったところですよっていうもあるんですが、市場関係者の指摘とは大分食い違うところがあって、陳情者も陳情の本旨以外でいろいろな資料を出されて、公正な取引でないということを言われております。恐らく今日は、そのことに入らないと思えますけど、是非このことに入ったときに場長に出席要求をしていただいて、場長の口からどういうことがあったのかというのを是非説明願いたいというふうに希望します。

中村博行委員長 陳情者以外のことでも様々取上げていただいておりますので、今高松委員がおっしゃったように、場長若しくは先日から宮本委員からも出ておりました前社長の招致までということがありましたので、それはまた後検討していきたいというふうに思います。公平かつ正当性に非常に疑問はあるものの、一応の答弁は頂いたということでもあります。もう一つ公務員として信用失墜に該当しないかということについてもお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 小野田中央青果株式会社から出荷業者へ支出した差入保証金について、今後調停が行われるとの報告は受けておりますが、その目的は差入保証金が返還すべき性質のものなのかどうか争点であり、支出した補助金及び差入保証金の正当性等が審議されるもの

ではないと理解しております。よってそのことが公務員としての信用失墜に該当することはないと考えております。

中村博行委員長 産建に陳情があった部分でございますけども、この件については別に陳情が別の陳情者から出て審査の途中であるということであろうと思うんですね。委員会が違いますのでね。それを踏まえた中で、また産業建設常任委員会としては考えていきたいというふうに思います。ここまで全般で何かあれば言ってください。

高松秀樹委員 今の差入保証金の件なんですが、委員長が言われるようにまた後日やられると思うんですが、今時点のお話として破産管財人で今後調停が行われるというふうな話があったんですが、現在調停が行われているのかどうなのかというのが、御存じでしたら教えてほしいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのことについて報告を受けておりませんので承知しておりません。

多田農林水産課参与 破産管財人のところに大雪が降った金曜日なんですけども、山口市まで私含め職員3名で行って、破産管財人に直接面談をしました。これは差入保証金の件ではなく、中央青果の動産の処分についてどういうふうにお考えかということの確認が目的で参りました。そのときに今の差入保証金について、投資なのかどうなのかというようなことをやるやってきたんですけど、破産管財人はそのことについて、両者の意見を聴取してなかなか整合が取れないんで苦慮しておるんだけど、取れるものは取りに行かにゃいけんよねというようなお話はお聞きしたところです。先ほど次長が言いましたように正式にどういう取扱いをしますという正式の報告ではないので、参考ということでお聞きいただければと思います。

高松秀樹委員 よく分かりました。ただし、その破産管財人の業務と我々の職

務は違うというふうに思っておりますので、もちろん委員長が最初に申し上げましたとおり委員会としては、この差入保証金の問題についてしっかりやっていく必要があると思っておりますし、それによって、公務員の信用失墜というのに該当する可能性ももしかしたら出てくるかもしれないというふうに思いますけど、いずれにしても今の時点では、我々も資料不足、いわゆるどういふことを誰が言うのかっていうこともはっきりしないので、何とも言えませんが、今後しっかりやっついていかないと陳情の中に入っていると。違う陳情者というのでしっかりやっついていきたいというふうに思います。

中村博行委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）いずれにしても市場については、先ほどの宿題もありますし、陳情以外のこともございますので、今回の陳情書についての審査はここで終わりたいと思います。樋口さんの陳情について畑税理士を是非とも委員会に呼んでいろいろ質疑をしてほしいという陳情がありましたので、それについては畑税理士についてお呼びしようというのは、委員会で決定しておりますのでそのアプローチ、そういったことについて事務局から流れといいますか、説明をしていただければと思います。

尾山議会事務局長 昨年12月の初旬中旬ぐらいに委員会があつて、招致するということで決定をいただきましたので、事務局から御本人様に電話でしたけれども、出席要請をいたしたところでございます。それが12月の下旬になってからでございます。御本人様は今非常に忙しいので、出席ができないということで御返事をいただいたところでございます。

中村博行委員長 当然今の時期が確定申告等々、当然忙しいかどうかと思いますが、委員会からも粘り強く出席を求めてまいりたいというふうに考えております。この件は要請をするということになるかと思いますが。それから委員会としてちょっと諮らないといけないところがもう少しお話を出させていただいたんですが、委員会の予算で112万円ぐらい委員

会視察等々の予算が上がっておったんですけども、これも3月までという  
ことで、時期も受入れ先もまずないだろうということでその辺の予算  
を、不執行というふうにしたいと思います。この辺は市でコロナの基金  
等々あるかと思いますが、委員会から不執行ということを決めたいと  
思いますけども、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
そのようにしたいと思います。それでは今日の委員会審査を終わりたい  
と思います。

---

午後3時7分 散会

---

令和3年1月22日

産業建設常任委員長 中村博行